

# 6月は「男女雇用機会均等月間」です

厚生労働省は、男女雇用機会均等法の公布日（昭和60年6月1日）を記念して、昭和61年以降毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について認識と理解を深める取り組みを展開しています。

男女の雇用機会均等を実現するためには、働く人が性別により差別されることなく、かつ、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することが重要です。また、ポジティブアクション（男女労働者の間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取り組み）も求められています。

## ◇改正男女雇用機会均等法のポイント

### 1 性別による差別禁止の範囲の拡大

- 禁止される差別がさらに明確化されました。
- ・募集・採用、配置・昇進・降格・教育訓練、一定範囲の福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職勧奨・定年・解雇・労働契約の更新について、性別を理由とする差別を禁止しています。
- 間接差別が禁止されました。
- 間接差別とは
  - ①性別以外の事由を要件とする措置であつて、
  - ②他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与えるものを、
  - ③合理的な理由がないときに講ずることをい

います。

○男性に対する差別も禁止されました。

### 2 妊娠・出産を理由とする不利益取扱いの禁止

○妊娠・出産・産前産後休業を取得したことを理由とする解雇に加え、母性管理措置・母性保護措置・妊娠又は出産に起因する能率低下等を理由とする解雇その他不利益取扱いも禁止されました。

・不利益取扱いとは、退職勧奨、雇止め、パートへの変更などです。

○妊娠中・産後1年以内の解雇は事業主が「妊娠・出産・産前産後休暇等による解雇でないこと」を証明しない限り無効となります。

### 3 セクシャルハラスメント対策

○男性やパートタイム労働者、派遣社員等に対するセクシャルハラスメントも対象になります。

・対策が行われず是正指導に応じない場合には企業名公表の対象になります。また、紛争が生じた場合には、調停などの紛争解決援助の申し出を行うことができます。なお、この規定は、派遣先の事業主にも適用されます。



## ◇大山町では

本町では、人権セミナー・男女共同参画講演会として6月22日に藻谷浩介氏の講演会を行います。多数のみなさんの参加をお待ちしています。講演会の詳細については、22ページをご覧ください。

（参考：「改正男女雇用機会均等法のポイント」厚生労働省）

## 「男女共同参画週間」

毎年6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です。男性と女性が、職場・学校・地域・家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現について、一緒に考えてみませんか。

## 本の紹介コーナーを設置します

6月21日から7月5日までの2週間、人権交流センター、町立図書館本館、名和・大山各分館で、女性の人権に関する本の紹介コーナーを設置します。

また、人権交流センターでは、マンガコーナーも設置します。みなさんのご来館をお待ちしています。

## ◆問い合わせ先 人権交流センター

☎0859・54・2286